別表第４（第３０条，第３４条関係）

特定有害物質の種類要件	要件
カドミウム及びその化合物	１リットルにつきカドミウム０．０１ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	１リットルにつき六価クロム０．０５ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	**１リットルにつき０．００２ミリグラム以下であること。**
シマジン	１リットルにつき０．００３ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	１リットルにつき０．０２ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	１リットルにつき０．００２ミリグラム以下であること。
１．２－ジクロロエタン	１リットルにつき０．００４ミリグラム以下であること。
１．１－ジクロロエチレン	１リットルにつき０．１ミリグラム以下であること。
シス－１．２－ジクロロエチレン	１リットルにつき０．０４ミリグラム以下であること。
１．３－ジクロロプロペン	１リットルにつき０．００２ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	１リットルにつき０．０２ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	１リットルにつき水銀０．０００５ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	１リットルにつきセレン０．０１ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下であること。
チウラム	１リットルにつき０．００６ミリグラム以下であること。
１．１．１－トリクロロエタン	１リットルにつき１ミリグラム以下であること。
１．１．２－トリクロロエタン	１リットルにつき０．００６ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	１リットルにつき０．０３ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	１リットルにつき鉛０．０１ミリグラム以下であること。
ヒ素及びその化合物	１リットルにつき砒素０．０１ミリグラム以下であること。
フッ素及びその化合物	１リットルにつきフッ素０．８ミリグラム以下であること。
ベンゼン	１リットルにつき０．０１ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	１リットルにつきほう素１ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機リン化合物	検液中に検出されないこと。
備考　分析方法は、土壌汚染対策法施行規則第６条第２項第２号に規定する環境大臣が定める方法とする。	